

水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項

平成 29 年 3 月 31 日

水戸市告示第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、居住環境の維持向上を図るため、予算の範囲内において、安心住宅リフォーム支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、「リフォーム」とは、建築物の安全性、耐久性又は居住性を向上させるために行う改修のうち次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 屋根のふき替え、塗装又は防水に係る改修
- (2) 外壁の張替え、塗装又は防水に係る改修
- (3) 床、壁、窓等の断熱性を向上させる改修
- (4) 床材、内壁材等の内装の改修
- (5) 台所、浴室、便所等水まわりの改修
- (6) 部屋の間仕切りの変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める改修

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすリフォームとする。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たす住宅（居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を対象とするもの（居住部分以外の部分のみを対象とするものを除く。）であること。
 - ア 市内に所在すること。
 - イ 昭和 56 年 6 月 1 日以後に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認を受けた住宅又は同日前に建設された住宅のうち耐震性が確保されていると判断できるものであること。
 - ウ 不動産を営む者又はこれに類する者が所有する住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）でないこと。
 - エ 第 6 条の規定による申請をする日における当該申請をする者以外の共有者が第 7 条の規定による補助金の交付の決定を受けてリフォームを行ったことがない住宅であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた法人で本店が市内に所在するもの又はリフォームの施工に係る 10 年（次に掲げる者にあつては、それぞれ次に定める年数）以上の実務経験を有する者で市内に住所を有するものに請け負わせて行うもの（請け負わせた者が一括して他の者に請け負わせるものを除く。）であること。
 - ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（在学中に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 1 条の表下欄に規定する学科のうち市長が認めるものを修めた者に限る。） 5 年

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）（在学中に建設業法施行規則第1条の表下欄に規定する学科のうち市長が認めるものを修めた者に限る。） 3年

(3) リフォームに要する費用（居住部分のリフォームに要する費用（国、県、市その他公共的団体等の補助金、交付金等の対象となるものを除く。）のうち工事に係るものに限る。以下同じ。）の額（消費税額及び地方消費税額を除く。）が500,000円以上であること。

(4) リフォームが第6条の規定による申請をする日の属する年度の末日までに終了する見込みであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、所有する住宅について補助事業を行う者で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 過去に第7条の規定による補助金の交付の決定を受けていないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額を合計した額とする。ただし、100,000円を限度とする。

(1) リフォームに要する費用の額に10分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 一般社団法人茨城県建築士事務所協会から茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録制度要綱（平成18年12月1日決定）第3条第1項の規定による茨城県知事の登録を受けた者の派遣に要する費用の額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォームの着工前に安心住宅リフォーム支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、安心住宅リフォーム支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、安心住宅リフォーム支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費の変更（20パーセントを超えない範囲内の変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、安心住宅

リフォーム支援補助金変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、安心住宅リフォーム支援補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、安心住宅リフォーム支援補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、安心住宅リフォーム支援補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年1月9日告示第3号）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年2月26日告示第30号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式第3号から様式第5号までの改正規定は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

安心住宅リフォーム支援補助金交付申請書

安心住宅リフォーム支援補助金の交付を受けたいので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 申請の内容

住宅の所在地		
住宅の建築年月日	年 月 日	
リフォームの概要	予 定 額	円（税抜）
	予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	内 容	
建 設 業 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	建設業の許可番号	
	リフォーム経験*	業種 経歴年数 年
リフォームアドバイザー	派遣の有無	有（派遣回数 回（うち予定回数 回）） 無
他の補助金等の支給状況（予定）	補助金等の名称	
	受給金額（予定）	円

※リフォーム経験については、個人事業者に限り記載すること。

2 添付書類

- (1) 登記済証の写し、登記事項証明書等住宅の所有及び建築年月日を確認できる書類
- (2) 建築確認済証等建築確認を受けた日を確認できる書類
- (3) 住宅の建築確認を受けた日が昭和56年6月1日前の場合は、木造住宅耐震診断結果報告書等耐震性が確保されていることが証明できる書類
- (4) リフォームに係る見積書（見積りの明細が分かるもの）の写し
- (5) 住宅全体及び施工箇所の施工前の写真
- (6) 市税の完納証明書又は市税の納付状況調査確認同意書（別紙）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

年 月 日

市税の納付状況調査確認同意書

水戸市長 様

申請者
住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

安心住宅リフォーム支援補助金の交付の申請の審査に伴い、市税の納付状況について調査確認されることに同意します。

※ 注意事項

安心住宅リフォーム支援補助金の交付は、市税の完納が条件となっています。

水戸市記入欄

申請者 滞納なし
滞納あり 市県民税 ・ 固定資産税（償却資産税） ・ 軽自動車税 ・
国民健康保険税 ・ その他（ ）

年 月 日

収 税 課 長

様

水戸市長

安心住宅リフォーム支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安心住宅リフォーム支援補助金については、下記のとおり決定したので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項の規定に従うこと。
 - (2) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名
電話番号
印

安心住宅リフォーム支援補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた安心住宅リフォーム支援補助金について、補助事業を変更(中止)したいので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第8条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容変更

変更事項	変更前	変更後

(理由)

2 補助事業の中止

(理由)

様

水戸市長

安心住宅リフォーム支援補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）の申請のあった安心住宅リフォーム支援補助金について、下記のとおり承認したので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 変更前の補助金の額 円
- 3 変更後の補助金の額 円
- 4 変更増減額 円
- 5 備考

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

安心住宅リフォーム支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた安心住宅リフォーム支援補助金について、補助事業が完了したので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 リフォーム着工年月日 年 月 日
- 2 リフォーム完了年月日 年 月 日
- 3 実績額 円（消費税抜）
- 4 添付書類
 - (1) リフォームに係る工事の請負契約書の写し
 - (2) 領収書等補助対象経費の支払いを証明する書類（内訳が分かるものに限る。）
 - (3) 施工箇所の施工後の写真

様

水戸市長

安心住宅リフォーム支援補助金額確定通知書

安心住宅リフォーム支援補助金の交付額について下記のとおり確定したので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第11条の規定により通知します。

記

確定補助金額

円

年 月 日

水戸市長 様

住 所
氏 名 印

安心住宅リフォーム支援補助金請求書

安心住宅リフォーム支援補助金の交付を受けたいので、水戸市安心住宅リフォーム支援補助金交付要項第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座・その他()	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			